

電気学会東海支部「研究フォーラム」に関する申し合わせ

(平成 7 年 4 月 20 日制定)
(平成 14 年 4 月 23 日改定)
(令和 3 年 3 月 10 日改定)
(令和 3 年 6 月 1 日改定)

(趣旨)

1. 東海支部に多くの研究者が在住する研究分野に対して、研究者間の交流と討論の場を提供することを目的として「研究フォーラム」を開設することができる。

(申請)

2. 研究フォーラムの代表者（以下代表者と称する）は設置趣意書を支部長に提出するものとする。また、代表者は当該年度の予算を設置趣意書に記載するものとする。

(承認)

3. 支部長は前項の申請があったときは、これを役員会に諮って審議し、承認の可否を決定する。その結果を代表者に通知する。

(経費)

4. 東海支部は研究フォーラムに要する活動費を役員会において決定する。

(期間)

5. 研究フォーラムの期間は 1 テーマにつき原則として 1 年とし、次年度への継続を希望する場合は改めて申請しなければならない。

(研究フォーラム開催の公告)

6. 研究フォーラム開催が決定した際には、代表者は速やかに電気学会誌会告欄へ開催内容の掲載手続きをとるとともに、支部に開催内容を報告しなければならない。

(活動報告)

7. 代表者は、その会計年度の間中期および年度末において、活動報告書を支部長に提出し、活動報告をおこなわなければならない。

(会計報告と証憑類の提出)

8. 代表者は、その会計年度の間中期および年度末において、活動報告書を支部長に提出し、会計報告をおこなうとともに領収書等の証憑類を提出しなければならない。

(経費の返還)

9. 会計年度終了時に活動費に残がある際には、代表者は残金を支部会計に返還しなければならない。

(共催および協賛)

10. 他学会との共催・協賛により行事をおこなう際には、代表者はあらかじめ支部長に行事の詳細を報告して支部長の承認を得なければならない。研究フォーラム活動費を他学会との共催行事に利用する場合には、あらかじめ支部長に申し出た上、承認を得なければならない。